

GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム規約

(名称)

第1条 この会は、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称 GSHIP）」（以下「本プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本プラットフォームは、広島県の県民、団体、事業者、行政等が相互に連携・協働しながら、2050年（令和32年）までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにするために必要な取組を展開することを目的とする。

(事業)

第3条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) プラスチックの使用量削減事業
- (2) プラスチックごみの流出防止事業
- (3) プラスチックごみの清掃・回収事業
- (4) 情報の収集・発信・共有事業
- (5) その他本プラットフォームの目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本プラットフォームは、広島県、第6条に定める会員及び広島県が特に認める者をもって構成する。

(会長)

第5条 本プラットフォームには、会長を置き、広島県知事をもって充てる。

- 2 会長は、本プラットフォームを代表し、事業を統括する。
- 3 会長不在時においては、会長が指名する者が業務を代行する。

(会員)

第6条 本プラットフォームの目的に賛同する、企業、団体、行政機関を会員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 入会申込書については、書面に代わり電子的な手段を用いることができるものとする。

(退会)

第8条 会員は退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 本規約を遵守しないとき又は本プラットフォームの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。
 - (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が，暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 会員である団体が解散し又は破産したときは，退会したものとみなす。

（全体会議の開催）

第9条 会長は，必要に応じて全体会議（以下「会議」という。）を開催し，会議を主催する。

- 2 会議は，会員をもって構成する。
- 3 会議は，会長が招集し，会長又は職務代行者がその議長となる。
- 4 会議は，本プラットフォームの活動全般に関する事項について協議決定する。
- 5 会員の過半数の出席で成立し，表決が必要な議事は出席会員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長又は職務代行者の決するところによる。

（ワーキンググループ）

第10条 本プラットフォームに，海ごみ対策について課題ごとに検討を行うワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは，選定されたテーマに関係する会員で構成する。
- 3 会長は，ワーキンググループの活動に関し，専門的な観点から意見を聴取するため，学識経験等を有する者を，アドバイザーとして置くことができる。
- 4 その他，会長が必要があると認めるときは，ワーキンググループに会員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第11条 本プラットフォームに事務局を置く。

- 2 事務局は，広島県環境県民局環境保全課が担当する。

（規約の変更）

第12条 この規約を変更する場合は，全体会議の承認を得なければならない。

（その他）

第13条 この規約に定めるもののほか，本プラットフォームの運営に必要な事項については，会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は令和3年6月23日から施行する。